

社会的養護自立支援補助金交付要綱

（総則）

第1条 児童養護施設等に入所し、又は里親等に委託されていた者で、大学等に進学するものの自立支援を目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業Ⅰ型（以下「自立援助ホーム」という。）、Ⅱ型及びⅢ型をいう。

（2）大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）による高等教育の修学支援新制度の対象機関となる大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、横須賀市児童相談所長により施設等に入所措置又は委託（以下「入所措置等」という。）をされていた者（第3号イに該当する者の場合は、入所措置等をされている者を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）保護者等からの援助が望めない者

（2）大学等に在学する者。ただし、入所措置等の期間中又は入所措置等を解除した日が属する年度の年度末までに大学等への進学が決定した者であって、入所措置等の解除先が保護者等の自宅でないものに限る。

（3）次のいずれかの居住種別に該当する者

ア 単身で生計を維持する者（以下「単身生活者」という。）であって、住居（学生寮を含み、シェアハウス等の間貸し契約を除く。）について本人名義で賃貸借契約を締結しているもの

イ 自立援助ホームに入居する者（以下「自立援助ホーム入居者」とい

う。)であって、児童自立生活援助事業者と入居契約を締結しているもの。ただし、利用料の入居者負担がある場合に限る。

ウ 障害者グループホームに入居する者（以下「グループホーム入居者」という。）であって、障害者グループホームの事業者とサービス利用契約を締結しているもの

(4) 日本学生支援機構による高等教育の修学支援新制度の給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）の採用決定がされている者。ただし、大学等奨学生採用候補者のうち、本補助金申請時まで当該採用決定がなされなかった場合は、入学後、1年以内の当該採用決定をもって当該要件を満たすものとみなす。

(5) 継続支援計画を作成している者。ただし、自立援助ホーム入居者においては自立支援計画に、グループホーム入居者においてはサービス等利用計画又はセルフプランの作成により、これに代えることができる。

(6) 支援コーディネーターの対面による支援を3月に1回以上受けることが可能な者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において別表に定めるとおりとする。

2 居住先の契約書の入居日が月途中の場合又は転居、自立援助ホーム及び障害者グループホームへの入居に伴い補助金額に差額が生じる場合は、これを日割り計算とする。

3 第1項に規定する補助金は、補助対象者1人につき1大学等までとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付を受けることができる期間は、最初に補助金の交付決定を受けた日の属する月から大学等を修業した月までとする。ただし、4年間を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 単身生活者

ア 在学証明書

イ 賃貸借契約書の写し

ウ 継続支援計画の写し

エ 奨学生証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 自立援助ホーム入居者

ア 在学証明書

イ 入居契約書の写し

ウ 継続支援計画又は自立支援計画の写し

エ 奨学生証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(3) グループホーム入居者

ア 在学証明書

イ サービス利用契約書の写し

ウ 継続支援計画若しくはサービス等利用計画又はセルフプランの写し

エ 奨学生証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

(取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 給付奨学金の支給を取り消されたとき。

(2) 補助対象者の要件を欠いたとき。

(3) 補助金の交付を必要としない理由が生じたとき。

(4) 虚偽その他不正な事由により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(変更等)

第8条 市長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の交付内容を変更するものとする。

(1) 給付奨学金の支給内容が変更されたとき。

(2) 補助対象者の要件に変更が生じたとき。

2 市長は、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の交付を停止することができる。

(1) 給付奨学金の支給が停止されたとき。

(2) 補助対象者の要件を一時的に欠いたとき。

3 市長は、前項の規定による停止をした場合において、その停止に係る事由が解消されたと認められるときは、補助金の停止を解除するものとする。

4 市長は、第2項第1号に該当して補助金を停止した場合において、その理

由が補助対象者の自己都合による休学が理由であるときは、補助金の解除に当たり、補助金の対象となる期間から休学した月数を除くものとする。

(届出)

第9条 申請者は、第7条第1項第1号から第3号まで又は第8条第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項第1号若しくは第2号に該当した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(状況調査等)

第10条 市長は、必要と認めたときは、申請者の生活状況、修学状況その他申請者が補助対象者の要件に該当するかを確認するために必要な事項について調査することができる。

(関係書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他事項)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

対象経費	居住種別	補助金額
大学等進学後の生活費	単身生活者	月額44,000円
	自立援助ホーム入居者	月額30,000円
	グループホーム入居者	月額70,000円